

令和2年第1回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年1月10日					
招集の場所	嘉麻市役所 嘉穂庁舎 第一会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和2年1月10日 14時 24分	開会宣言	岡本喜久生			
	閉会 令和2年1月10日 14時 49分	閉会宣言	岡本喜久生			
付議案件	① 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について ④ 通知第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 13名			欠席 2名		
議事録署名委員	7番	田中久	10番	山口義文		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	井桁徹典	局長補佐	鎌田一誠		
	主査	野見山剛	主査	添田敦子		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	縄田 緑	○	9	縄田 秀史	×
	2	萩尾 邦広	○	10	山口 義文	○
	3	嶋田 尋美	○	11	品原 勇二	○
	4	辻田 茂	○	12	山田 恵子	○
	5	縄田 精二	○	13	浅田 信	○
	6	日高 寛司	○	14	岡本喜久生	○
	7	田中 久	○	15	小山 修	○
	8	梶原 徳幸	×			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	漆生	野見山 保	○			
	上西郷	有田 伸志	×			

第 1 回嘉麻市農業委員会総会（令和 2 年 1 月 1 0 日）

事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。
会議を始めるにあたりまして、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員 15 名中、出席者 13 名、欠席者、8 番梶原徳幸委員、9 番縄田秀史委員の 2 名であり過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

【配布資料の確認】

事務局長補佐 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 只今より、令和 2 年第 1 回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長補佐 続きます、農業委員会憲章の朗読でございます。
ご起立をお願いいたします。

会 場 【農業委員会憲章朗読】

事務局長補佐 ご着席下さい。
それでは、小山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 【会長挨拶】

事務局長補佐 それでは、会長より議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ございませんか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 議事録署名委員に 7 番の田中委員と 10 番の山口委員にお願いし、書記を添田主査に執らせます。
それでは、審議に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは 2 ページをお願いいたします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 2 年 1 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

事務局	<p>今月は、農地法第3条関係におきまして、1件の申請が出ております。それでは、3ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第3条関係審議表番号 1</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇 〇〇〇番外6筆 地目：田4筆、畑3筆 地積：計4,053m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 72歳</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 54歳</p> <p>譲受人耕作地自作地：22,754 m² 借入地：108,501m² 計：131,255m² 貸付地：なし 申請事由：規模拡大</p> <p>譲渡人耕作地自作地：4,053 m² 借入地：なし 計：4,053m² 貸付地：なし 申請事由：離農</p> <p>権利内容：所有権移転無償譲渡</p> <p>この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人であります〇〇〇〇氏より無償譲渡で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地4,000 m²をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、4ページに位置図、5ページに申請地図を添付しております。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、野見山推進委員の説明をお願いいたします。</p>
野見山推進委員	<p>昨年の12月に入って、申請人の〇〇〇〇氏と電話連絡いたしまして、無償譲渡で取得したい、ということで一緒に確認しました。それについては、良いことではないですか、規模拡大につながるから、そのままやっってくださいとお伝えしました。</p>
議長	<p>只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。本案について、質問はございますでしょうか。</p>
縄田（緑）委員	<p>無償譲渡ということなんですけど、ちょっと疑問に思っ</p>
議長	<p>野見山推進委員</p>
野見山推進委員	<p>もう出来ないということで、無償でもらってくれないかと言われ初めは断っていたが、親戚筋にもあたるし、規模拡大にもなるし、畑は一部荒れたところはあるが、色々やっていかないかなというように聞きました。</p>
縄田（緑）委員	<p>親戚筋なんですね、わかりました。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>

会 場	【異議なしの声】
議 長	それでは、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【全員挙手】
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>それでは6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和2年1月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修 今月は、農地法第5条関係におきまして、2件の申請が出ております。 それでは7ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第5条第1項関係審議表番号 1 申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番 登記地目：田 現況地目：畑 地積：1,076 m² 申請人譲受人：大阪府中央区〇〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 申請人譲渡人：直方市大字〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇、転用目的：太陽光発電所建設 契約の種類：所有権移転売買 農地区分：第2種農地</p> <p>この申請は、譲受人の株式会社〇〇〇〇〇〇が譲渡人の〇〇〇〇氏より畑 1 筆 1,076m² を売買で取得し、太陽光発電所建設として転用を計画してるものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、8ページに位置図、9ページに申請地図、10ページに現況図、11ページに土地利用計画図、12ページに縦横断面図を添付しております。以上でございます。</p>
議 長	続いて、地区担当推進員の説明であります。地区担当、野見山推進委員の説明をお願いいたします。
野見山推進委員	これに関しては、11月に所有者、請け人の代理の方、司法書士のほうが電話されてきて、直接面談して、こういうことをするので土地の現況を確認してくださいということでお会いしましたが、その後は別になかったですね。私の方で現地を確認しに行きまして、近隣住民の方にこういう風に作業するからと許可を取るように申し渡しておりました。それに対して、後からの連絡はなかったですね。以上です。

議 長 只今、事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。審議番号1番についてご質問はございませんでしょうか。

萩尾委員 ちょっと良いですか？近隣の承諾を得るようということですが、どんな反対ということですか？

議 長 野見山推進委員

野見山推進委員 右の高台に民家がありますね、あ、これにはのってないですね、その土地の周りの家ですね、直接関係する右側と左側とアパートの方にも大家さんの方には言ってくれと伝えています。騒音とか車の出入り等もするし、近隣住民の承諾をもらってくださいということを行っています。

議 長 よろしいでしょうか。

萩尾委員 はい

議 長 それでは、採決に入ります。審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件ですので県に進達したいと思っております。続きまして、審議番号2番の説明を事務局に求めます。

事 務 局 それでは13ページをお願いいたします。
農地法第5条第1項関係審議表番号2
申請地：嘉麻市〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番〇外2筆、登記地目：畑 現況地目：畑 地積：計403m²
申請人譲受人：飯塚市〇〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇
転用目的：一般住宅の建設 契約の種類：使用貸借 農地区分：第2種農地
この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人で父であります〇〇〇氏より畑3筆403m²を使用貸借し、一般住宅の建設として転用を計画してるものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、14ページに位置図、15ページに申請地図、16ページに現況図、17ページに土地利用計画図、18ページに縦横断面図を添付しております。以上でございます。

議 長 続いて、地区担当推進委員の説明であります。地区担当、有田推進委員が本日は欠席でありますので、代わりに萩尾委員をお願いいたします。

萩尾委員 説明させていただきます。場所はですね、〇〇〇、こちらから言いますと、〇〇〇の〇〇から約 200m 手前側の点滅信号から左に入っていったところでございます。譲渡人の〇〇〇氏と譲受人の〇〇〇〇氏は〇〇氏が孫にあたられます。この〇〇氏が現在、〇〇〇のアパートに住んでおられますけども、将来のことなども考えまして、父の〇〇氏と話し合い、また、〇氏とも話し合いをしまして、住宅を建てたいということとを計画されたそうです。令和元年の 12 月 2 日に〇〇家屋調査士さんと現地を確認されまして、隣接する〇〇〇〇氏と三人で現地で計画なりを協議されたそうです。それで、生活排水が、今、〇〇氏の家の前を通っていますけども、そこはちょっと都合が悪いということで、道を横断したところに排水溝がありますのでそこに生活排水を落とすということで決着したということになります。計画的には令和 2 年 3 月に着工し 7 月ぐらいには完成するということです。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 只今、事務局及び推進委員の説明が終わりました。審議番号 2 番についてご質問はございませんでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 質問はないようですので、採決に入りたいと思います。審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件ですので県に進達したいと思っております。続きまして、議案第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題と致します。なお、本案については、利用権設定 11 番議事参与の制限に該当しますので、会議規則等第 11 条の規定により〇〇委員さんの退席をお願いいたします。

会場 【委員退席】

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 19 ページをお願いいたします。
議案第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和 2 年 1 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは 20 ページから 22 ページをお願いいたします。
今月は（1）利用権設定が新規で 14 件 33 筆 52,399 m²、更新で 4 件 12 筆

事務局 29,394m²、計 18 件 45 筆 81,793 m²の申請がっております。続きまして、23 ページ (2) 所有権移転が 1 件 3 筆 5,824 m²の申請がっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についてご質問はございませんでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 質問はないようですので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であり、よって、本案は原案どおり市長部局へ回答したいと思います。ここで〇〇委員さんの入室をお願いいたします。

会場 【委員入室】

議長 続きまして、通知第 1 号農地法第 18 号第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 24 ページをお願いいたします。
通知第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和 2 年 1 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

議長 今月は 11 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております。25 ページ及び 26 ページに報告書を添付しております。以上でございます。

議長 本件は報告のみでございます。続きまして、会議次第 6 番 報告事項農地法第 5 条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 27 ページをお願いいたします。
農地法第 5 条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書について福岡県飯塚農林事務所長より届出がっております。場所は嘉麻市〇〇〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地外 6 筆、所有者：〇〇〇〇外 2 名、現況地目：田 6 筆、畑 1 筆、面積：計 3,313.9 m² を県営嘉麻地区土地改良事業で実施する水路工事の資機材搬出入路として、令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで使用する旨の届け出があっ

事 務 局	ており、28 ページから 30 ページに関係資料を添付しております。以上でございます。
議 長	本件も報告のみでございます。最後に会議次第 7 番その他に移らせていただきます。事務局の説明を求めます。
事 務 局	その他について 【次回総会の日程について】 【農業委員・推進委員全体会議及び令和元年度福岡県農業委員会研修大会について】 以上でございます。
議 長	委員さんから何かご質問はございませんでしょうか。
事務局長補佐	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。
副 会 長	以上をもちまして、令和 2 年第 1 回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

7 番 委 員

10 番 委 員
